

豊島区公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、豊島区（以下「区」という。）におけるすべての公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結するすべての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。

ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、予定価格が9,000万円以上のもの

イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

(4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者

(6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ウ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、雇用する者がいないもの

(7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。
- (2) 手続の透明性の確保、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。
- (4) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (5) 区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

（区の責務）

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（受注者の責務）

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

（区内の事業者の活用）

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表第4号及び第6号から第8号までにおいて同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

（労働報酬下限額の決定）

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるもののその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

（1）工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

（2）前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及びその他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条に規定する豊島区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（特定公契約に定める事項）

第9条 区長は、特定公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

（特定労働者等の申出）

第10条 特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。次条及び第12条並びに別表第7号及び第8号において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われ

るべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第13条 区長は、前条第1項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査等の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第14条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。）することができる。

(1) 特定受注者又は特定受注関係者が第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

(2) 特定受注者が前条第1項の規定による求めに応じない場合

(3) 特定受注者が前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第15条 区長は、前条第1項の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。）の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の附属機関として、豊島区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

(1) この条例の施行状況

(2) 第8条第1項の規定による労働報酬下限額

(3) 第2条第3号の規定による特定公契約の対象となる公契約の範囲

(4) その他公契約に関する必要な事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 労働者団体関係者 2人以内

(3) 事業者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条及び第9条から第15条まで並びに別表の規定は、令和8年5月1日以後に締結する特定公契約について適用する。

(検討)

3 施行日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表豊島区入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

豊島区公契約審議会委員	会長日額	15,700円
	委員日額	13,700円

別表（第 9 条関係）

(1) 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第 2 条第 6 号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
(2) 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第 2 条第 6 号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、前号の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
(3) 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。
(4) 特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする。
(5) 区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
(6) 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 第 4 号の規定の内容 エ 第 10 条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第 11 条の規定の内容

(7) 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第 10 条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
(8) 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第 10 条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
(9) 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第 12 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査等に応じなければならないこと。
(10) 是正措置	特定受注者は、第 13 条第 1 項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。
(11) 特定公契約の解除等	区長は、第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
(12) 公表	区長は、第 15 条第 1 項の規定により、前号の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第 7 条第 1 項若しくは第 9 条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
(13) 損害賠償	特定受注者は、第 11 号の規定により特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

(14) 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、第 11 号の規定により特定公契約を解除した場合は、特定受注者から違約金を徴収することができること。
(15) 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。